

# 令和 年度・出席停止用書類

年 組

保護者様

京都市立東山泉小中学校

校長 福田 博天

お子さまが医師により下記の感染症と診断された場合、学校保健法第19条の規定により出席停止となります。つきましては医師の指示に従い、登校の許可が出るまで家庭で療養をさせてください。なお、以下へ必要事項を保護者の方でご記入いただき、復校された際、担任までご提出ください。

## 欠席報告書

年 月 日記入

京都市立東山泉小中学校長様

年 組 番 児童生徒氏名

保護者名 印

※保護者自署の場合は押印不要可です。

下記の学校感染症のうち、○で囲んだ感染症で加療・欠席していましたが、医師から登校許可がありましたので、本日より登校させたく報告します。

1. インフルエンザ ( ) 2. 百日咳 3. 麻しん  
4. 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) 5. 風しん 6. 水とう (水ぼうそう)  
7. 咽頭結膜熱 8. 結核 9. 新型コロナウイルス感染症  
10. その他 ( )

### ■欠席期間（出席停止期間）

月 日 ( ) ~ 月 日 ( ) まで

### ■診察を受けた医療機関名

### ■今後の生活について

普通にしてい

注意してほしい (具体的にご記入ください)

( )

※ちなみに平成24年4月2日付で文部科学省より「学校保健安全施行規則の一部を改正する省令の施行について」通知があり、インフルエンザの出席停止期間は『発病した後(次の日から)5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで』に改正されました。